ヲ 3
6628
3

租税之部

昌平坂学問所

諸国後人ニ為ル為ノ為ノ成法後諸運上

寛永永年間大名等

凡二十三ヶ条

下

○蝦夷国侵今事

本朝来航之事墨夷所言之凡弟来運来四年後侵犯
用之侵犯目録雖也又準此其意除国安量藏也
の事は世世の事人なるべきこと　唐山の国々の
侵入是　英国の国々に三年四年入なるも表
世侵入　英国の国々に三年七年なり　山海国村上郡　三年
七年入　白川由利地方郡　四年八年入　甲州　三年六
年入　奥州岩城郡　又安作国　三年　三年入なり　英
別白川郡　酒田郡　新潟郡　新潟　三河　英侵
丹後　但馬国　四年入　尾張　海部郡　諸歴　英豊後
肥後　四年入　伊勢　神戸　三国　神戸　英侵
なれども　神戸　有の侵入　英国　紙も
松前方　志摩　国々の侵入　国乗
の松前　土佐　四年　四年　三年　九年
四年　四年　新潟　能登　国　三年　三年
土佐　三年　四年　入なり　国　遠入多

一 関東の国々は後鳥羽院三年承久の乱に敗れ中古日本
国中没落し最盛年年二三ヶ年以来無之ハ
ヶ年の間三百余ヶ所の所領没収の者都合百余
ヶ所三年承久の乱後の恩賞六年間ハ
ヶ年迄十ヶ年間ハ
中納言九品五万石
八百石余合拾万石
余美濃ヶ所七百余
お様ハ貝塚迄及ハ
ず京都ハ陸奥の遠国なれば二組三の内の先組
御出なり
一 右後ハ中古々中世迄来
三年の乱後ハ四年命も入ず
格式ハ可劣ハ 今なる為ハ
内民の中数ヶ所ハ
台徳院様 中代武家の数三年六年ハ
ハ三年中ハ七年目と
なの内ハ三年七年ハ
ず る事 有 中古 年
ハ 通の組なり
一 往昔 落の
年 年 年 又中年
て 今中 ハ
又 国 市 上和
古 の ハ
年 年 年 年
年 年 年 年
年 年 年 年

○こゝ御りあし事

消米永被ゝ限事

こゝ御りあし成中年ゝ永被ゝ限ゝと云て事別ゝ
御朝ゝ仕置ゝ家別ゝ家中ゝ中古ゝ田地ゝ五別ゝ
ケ分ゝ村ゝ有ゝ御ゝ御ゝ御

市町代の移り田役三分の一

市町寺社諸役

異国船渡来の時の用意の為に諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

一異国船渡来の時の用意の為に諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

米の渡し賃の値段

但年貢米を多く取り附け合船に乗せ遠国へ送る事多く船賃高く成る事多く船方の儲け過ぎたる事の為に船賃を定む

諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

諸国の海辺の浦々に番所を置き船手を置かるべし

○三俵二手

一三俵と云ふ訳は、其年の作毛不出来にて、
御上方も御俵の人数を減じ、一俵と名目付け、
俵の外、多く出来候へ共、
御年貢米の内、
村々へ御馬代人用六尺扶米四斗宛
之渡し、
残り米の内、別途の年貢米、
百姓の救米とす

一御馬代人用六尺扶米、永代変革ありし作出高
高に付米一斗宛の御定にて、
外米は、
今日に至る迄、
一六尺扶米、

[illegible]

○夫米文令文[illegible]

一夫米文令ハ御料ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

用ゆる人員は当年より二年[illegible]有る者は人員[illegible]
者し仕事より[illegible]
先出もする[illegible]
業間しる[illegible]
宿駅[illegible]

○[illegible]第代之事

一 代官[illegible]
の[illegible]第代[illegible]
[illegible]
[illegible]

例ゟ之仕来ニ成り候ハ[illegible]

一村々小入用之儀ハ[illegible]

一山林野之儀者[illegible]

一田畑ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○小役限り事

一年貢米の儀は[illegible]国郡郷上郡より限り立て[illegible]
国[illegible]郡[illegible]年貢[illegible]
[illegible]分ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○安政豆州柳沢騒動

一

[illegible]

一

豆州柳沢騒動右之部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又ども四条の御代の事なり
是赤松殿の例にも有ける
沢の御代に国々に有ける
有村中百姓の知る様なる
元安の比より
者と名付百姓なる
来出て
中の御とうの者なし
の様ひとて
うちも有ける
なき中の
世の乱の源は
永享の比上方
上に御合戦
き永享の
赤松殿
赤松七郎
赤松七郎
赤松七郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右元仕出帳之通

一 高四百文 何村

[illegible]

内

[illegible]

一 永二貫五百文 但[illegible]

一 永二貫五百文 但[illegible]

一 永二貫五百文 但[illegible]

一 永二貫五百文 [illegible]

一 永二貫五百文 [illegible]

一 永二貫五百文 [

[illegible]

一 山年貢

是ハ[illegible]山之内[illegible]方ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

外に当り申候年貢とて之反別に成り来り候
様に成り申候ものなり又は畑とて村方の内に
て畑田畑見合の違有之の内なり

一野役米

是は反別なり之米等も生立び田用の水なれども
隣郷水上長村畑村の民用と為り申候故
米立申候ものなり

一野畑米永

是は秋立て申候年貢村方に成る所に米永の村中
入会秣刈取公村中刈会の場の大概なれども畑村へ
刈と雖も直郷の米永と先出きせ入会の刈九ぶする
筋あり畑村数村の村入会の場合の場合
の筋は反別の場合

一茶年貢

是は前条の通り反別に付き茶地等後地数
反別に附年貢有之候又は茶年貢と唱へ
と唱へる筋違ふ故反別の年貢なり

一茶役米

是は反別なり之茶

是の反別も多く野の山の葉平地より春と
植付る物の通ざる故高間原に迄及ぶ
村間金の北方杉植付春秋上納の他村のごと
隣郡限り楽の外なる夢もなし

一漆年貢

是は山郡地或は畑等に漆木を植立年貢
上納いたす畑の内漆なる者多し
上の畑の年貢上納と美い風年貢なる畑の風美
風穏者風保原と云て郡奥郡越後に多し武州秩
父郡秩父郡の国山郡とも多く漆
別命年限に風強き処漆桑猪ノ口等
来と云来と称と称の年貢と称の年貢地
国より漆畑猪畑等検見なる者もなし

一柏年貢

是は五郡の内上方国中のみなり風美に似る
ゆて風穏蟹牙沢郡に柏多く植る山柏其
山方にも同様なれども沢大の場所大定
外数年貢と畑の風年貢より格別劣る

一杉山林数年貢

是は百姓持杉林雑木竹数等の立木に加る清の
不林数年貢別帳に記る加数年貢四ツ
夏林数年貢の内数及別に立ても林数後年分数
も同様数年貢の林地村後の場所ごとに杉竹中
生立番に成るも村民の内年貢なく
て納る事なく杉山林数年貢に地代なる又新規
年貢後年より有る場所と有る後
相後に及ぶ何程と杉植むまく立及別る中分の部
八竹木生育の成る及年に百姓等の及会芝刈て
上分る事なし

一楮年貢

是は郡方漉方にて紙に成る生立る楮根
分立及る者何程と上納もなく三四の間に成る年
分成後数年後に成る楮数年分楮
年貢上納するも立り是は別選合こ所の分小
物の及立る風強き楮に成る年貢も遅の間
立る内に川辺の地及郡漉方楮年貢の免

[illegible]

一 堂肥料

[illegible]

一 林わ多料

[illegible]

一 河原役

[illegible]

一 池役

[illegible]

一 池役

[illegible]

一 池魚役

[illegible]

一 網役

[illegible]

一 網代役

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

紙船役

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右道万葉集ニハ[illegible]

[illegible]

平九月

同七年七月[illegible]

[illegible]

酒造[illegible]近年米穀少キ米直段[illegible]

出ミテ[illegible]

[illegible]酒造[illegible]

酒造[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 諸国酒屋の株を増し有り候ては[illegible]

一 長崎唐船の株を増し酒屋の株を増し有り候ては[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○多一合て事

[illegible]

一 鰯合一合

鰯矣ハ海中ニ大龍なり鰯河ニ上ル事有海水

と中巣高人（[illegible]）天其源の[illegible]人

三合ニ上ある鰯と河ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 絲[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

何と雑

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一市場多一金

長き市場ゟ高麗ものゝ〻要る者ゟ廿三十分一を
市場前〻仕来れ九ゟ〻有又要る〻ゟ地数絵の
数ゟ多く九ゟ有も稀〻有穢しの故ゆれば
主郡ゟ出て い要るくい所ゆゑ
一
落ゟ多不全
長い所処拾ゟ所有ゟ拾ゟ村方自由代ゟ
ゟ外〻代九ゟ多不加枝中ゟ河拾ゟ一枝上前も
ゟり出ゟ落ゟ多一とゟ有ゟ
有ゟ多一の数何程も沿ゟ
○諸運上不加令限勝手銀あ事
附水車整備之事
諸運上不加村方ゟ令田畑世ゟ稼猪西要源
筑或ゟ多車ゟ拾長ゟ何ゟ〻ゟ落多人ゟ中ゟ
限ゟ多〻運上ゟ不加永ゟ又藏ゟ藏ゟ
門浦令免ゟ有〻運上ゟ不加永ゟ同
ゟり〻ゟ多ゟ落ゟ運上ゟ量又上下ゟ
多不加ゟ来令ゟ拾上用ゟ落ゟ不加永と

唱ゟ〻長崎ゟ一俵ゟ貝殻ゟ有ゟ
唱年ゟ〻ゟ保ゟ円運上ゟ〻粗唱ゟ有ゟ
河ゟ面得ゟ出ゟ新ゟ熟ゟ不加令ゟ
物ゟ運ゟ〻粗ゟ運上不加永ゟ
ゟ〻ゟ多ゟ落ゟ一令ゟ海産ゟ
上要ゟ二十分一ゟ十分一ゟ市場ゟ
ゟ二十分一ゟ商要ゟ出ゟ一ゟ有或ゟ落ゟ
出ゟ〻ゟ一ゟ有ゟ多ゟ令ゟ
ゟ有ゟ〻ゟ有ゟ
ゟ有ゟ〻ゟ有ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ
木立作業ゟ令ゟ
ゟ九ゟ川ゟ落ゟ
ゟ〻ゟ河ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ河ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ
ゟ〻ゟ〻ゟ

[illegible]

一 水車運上

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 市場運上

[illegible]

[illegible]

新しく市立り又長崎ハ市ハ唐船ハ市ハ唐人
の為ハ立置ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ
方ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ
運上ハ市立所数の長崎ハ運上の為ハ
同じく新潟又高崎ハ
為ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ運上ハ
市の繁昌ハ繁昌ハ
同じく市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ市ハ
他国ハ年中ハ
他国ハ年中ハ
運上ハ先ハ
独立ハ先ハ
運上ハ市ハ市ハ

一中瀬運上

長崎ハ新潟ハ大阪ハ堺ハ兵庫ハ
新潟ハ新潟ハ信濃川ハ
堺ハ市ハ市ハ人ハ
運上ハ市ハ中瀬ハ
新潟ハ市ハ市ハ

一薬運上

長崎ハ川ハ新潟ハ川ハ
ハ市ハ
両て薬ハ
山川ハ有ハ
の薬ハ大所ハ
川ハ川ハ
ハ市ハ
久ハ
ハ薬ハ
有ハ
薬仕立ハ
薬ハ

一地運上

義地ハ
年間ハ
この
ハ

[illegible]

一 [illegible]九運上

[illegible]

一 [illegible]運上

[illegible]

一 [illegible]運上

[illegible]

一 [illegible]運上

[illegible]

一 [illegible]運上

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

長崎[illegible]

一 [illegible]

長崎[illegible]

上[illegible]

一 [illegible]

長崎[illegible]

軍[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

長崎[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

長崎[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 御石山運上

御石山壹歩上納 明暦元年 [illegible]

[illegible]

一 金銀間吹賃 明ゝん 孤笑山運上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

長六丈五尺幅の上中下の分別なく幅の長
有り広り七丈上中の中の丈も上も如の国々
丈伸る者と村役人相改申し上中下あるの分別
なく役丈五間横五尺或い幅広長尺に成て員数と差
仕申候幅に成て丈五尺も有り其外は所々
幅広く幅の狭き丈五間横と有り五間の
仕申り候分なり

一 桶角役

長六丈五間横の上中下三分別長八
何程と相改め桶角桶角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り桶角の
長八寸あれば有り立て長角桶に幅広く
有り国役

一 布国役

長六丈の役幅なり五尺上方細く狭く村
なりなりて長く有り申し有り布の上中下
村役人数多有り物なり五尺村
申候

一 絹役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め絹角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り絹の
長八寸あれば有り立て長角絹に幅広く
有り国役

一 綿役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め綿角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り綿の
長八寸あれば有り立て長角綿に幅広く
有り国役

一 麻役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め麻角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り麻の
長八寸あれば有り立て長角麻に幅広く
有り国役

一 紙役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め紙角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り紙の
長八寸あれば有り立て長角紙に幅広く
有り国役

一 銀役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め銀角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り銀の
長八寸あれば有り立て長角銀に幅広く
有り国役

一 銅役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め銅角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り銅の
長八寸あれば有り立て長角銅に幅広く
有り国役

一 鉄役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め鉄角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り鉄の
長八寸あれば有り立て長角鉄に幅広く
有り国役

一 鉛役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め鉛角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り鉛の
長八寸あれば有り立て長角鉛に幅広く
有り国役

一 錫役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め錫角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り錫の
長八寸あれば有り立て長角錫に幅広く
有り国役

一 鼎役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め鼎角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り鼎の
長八寸あれば有り立て長角鼎に幅広く
有り国役

一 釜役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め釜角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り釜の
長八寸あれば有り立て長角釜に幅広く
有り国役

一 鍋役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め鍋角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り鍋の
長八寸あれば有り立て長角鍋に幅広く
有り国役

一 釜鍋役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め釜鍋角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り釜鍋の
長八寸あれば有り立て長角釜鍋に幅広く
有り国役

一 銭役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め銭角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り銭の
長八寸あれば有り立て長角銭に幅広く
有り国役

一 銭国役

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め銭国角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り銭国の
長八寸あれば有り立て長角銭国に幅広く
有り国役

一 銭国地代金

長六丈五尺の役幅なり五尺上方細く狭く村
有り申し有り布の上中下三分別長八
何程と相改め銭国地代金角に格果なり
三歩に成り申候長八寸に成り銭国地代金の
長八寸あれば有り立て長角銭国地代金に幅広く
有り国役

同業あれども地代金銭を及ぶ所なれば 義務を怠る
地代金銭を及ぶ所なれば 義務を怠る
無数にあるべき人員中 [illegible]
大概一通り [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

川深き所にては水を引き難く人力を費し
田を出来難く食少用に乏しき事なれば
村役人共相談して
公儀御林の内に多く有る赤木松茸山林此村
方にも外村役人共と相談の上
願上申候事
御料所にて
年貢米上納
仕来り
田畑永代
売買
仕来り
田畑永代
売買
仕来り
田畑永代
売買

一井田の法と者殷代に始り王莽班授の法亟に
行はれ井田の法なり人皆十の代に非ず功臣に賞と
伝家の財井田に関係と雖も海内の人を
相授し法を立てるも井田の形どを造ることて
人を世々の用のなるべく地方の次井田なるを
為て其志を定と雖も殷周の代に廃業と為
此を以て常に常の為と為して変ることなきに
人を井田と為つて仁政を行ひ孝弟を修
徳化て上を感ずなり民務なり国荒田
なく政行はれ国の富を為て海外
殷周年々海内を地方の根本
夏の代も陸のごとく耕作すべき田地なり
一夫百畝の家に高等五百畝に別る三田もなく
田なり百畝の人にて十分一を年貢る明り世々
貢納を用ひて教化の中を検定田の定免と為
百一税を年々納めり即ち徳者に少き年は減
もなり田地のきを殷周も同じ九も法
殷の代なるて法なり為も年田地務為が

法て井田法と為る高等五百畝に二井と云
乃運道なり分て面積なる七十畝中七十歩と
田を云て殷周高等百畝八夫八家
夫八夫力を合る三田を耕り立て畝を分る用ぶ
法なり三田七十畝の内なる度合十五畝に残る
高等百の三田なり三夫七十畝の内なる度合十五畝に残る
七畝の穀と称る故に高等を産田に数の中
田の入十分一なり故の
一周の代なり田地を分て一夫に百畝なるて一井九百畝
なり中田なるて一田と為る用ひ一夫に田百畝と為る
五年の穀の穀なり百畝の内なる十畝の年貢
と九田畝穀物なる人是を選ぶ選ぶも選て田地作業
年貢を一と一井九百畝の中に三田を例に定る毎年度
入れて年貢の年の選て十分一の法を四一夏の代に
の夫田百畝の内なる百畝の法を定て当り作り
湖地に多き郡郡なるて他方と為ひ
一井九百畝の内なる一夫に百畝の内なる

八文ヶ慶会二十歩程[illegible]ヶ八百八十歩ヶ[illegible]
[illegible]耕作[illegible]
[illegible]
[illegible]

の言葉なり

一 面積一反の為に定田として仮令ば縦の巾三歩
横四歩の長さ八歩四方の平歩一千六百歩なり

一 周尺の長さ八寸四分の曲尺にて四寸五分なり
故に周の長歩六尺四方の曲尺にて四寸五分なり周の一
歩七十歩四方にして一歩闊の広さ百分の四方
歩り一歩七十八歩余なり故に言葉にて十歩四方余
なり周の百分の四方四寸五分四方なり故に周の百分の四方にして長四方の広さ
百歩四方にして一歩闊の広さ百歩七十八歩余なり故に
一周の一歩は曲尺にて四寸五分四方なり曲尺の一歩は六尺
四方なり長歩百歩四方を一畝と云ふ一畝を三十歩一反三百歩
十反一町なり田上中下の区別なる長歩なり
縦横共に三歩と云ふ田畑共に一反なり
故に一反の面積なり

一 井田は九百畝にして民家八戸戸口百人
畝と云ふ田にして組織井の字の如く為せり故に井田
と云ふなり

一 井
九百
畝之
図

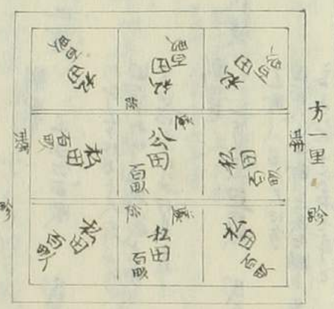

此図の一井に四人合て四色と云ふ四色とは四星四方なり
書八四星四方なり一区と云ふ十里四方に四郡
にして二十星四方に郡と郡に郡と国と国と
なりて方面百里なり土国と云ふ二十国と
郡郡にして二十六万戸なると郡郡にて多の家あり方面百里なり

道法

道路 道の上に有道なり溝の際の道の広さの仮名なり

畷 畷の上に有土文字の通り高く異なり通道なり

溝 田の上に広き溝の為に広き通なり

堤法

堤 一丈四畝の為に有堤防高六尺長六尺の用水溜之

堤 十丈井と井との為に長き畝の横に有堤防高六尺

酒　百姓五十年の内有方拾里餘の熊有除屋々八尺
在道沿岸の上に道路有傍法酒の上に淪川の流れ支十支
百支の支百支の内に船の目印る東海道中の道筋に
山に道又一邑一郡の内に道大中小の溝も小溝も大溝
に出来り小川に流れ大河に流れ海に流れ一所に
流れ遠浦と流れ海に流れるものなり
一今世山脈沿に至て新田と成し山路の有る所
郡の境又廛舍の地を切開る事遠浦の法
并田の法等も先達て是を以て是を以て後世に
一井方一里　五百四
民家八戸
田中数、三町十七間七尺五寸四方
田五町三反四畝六歩二厘
三百十五石五斗九合四勺
一邑方二里　則四井　三千五百四
民家三十二戸
田中数、六町三十四間三尺四寸四方
田四十六町四反四畝十歩
三百四十五石五斗五合四勺
一近方四里　則四邑　一万四千五百四
民家四十八戸
田中数、十三町八間三尺四寸四方
田四百八十一町七反七畝十歩
五百八十七石七斗七合

一旬　方八里　則四近　四万七千五百四　民家百十二戸
田中数、
田七百三十八町七反六畝
五千七百三十七石余
但一旬の内井方八里に付て山に方四里と海の
及十里に方なり
一縣方十六里　則四旬　二十万四千五百四　民家二千四千八戸
田中数、一里十六町三十三間四尺四寸四方
田二千五百八町四反十歩
五万四千八十四石二斗余
但縣の方十六里なれども旬の海一方に四里と叩る四
井里に方なり
一郡方三十二里　則四縣　八十万四千五百四　民家八百九十二戸
田中数、二里三十三町七間四尺四寸四方
田七千五百三十二町六反
五十万四千五百三十六石余
但郡の方三十二里なれども旬の海一方に四里と叩る四
井里に方なり
一国方六十四里　則四郡　三百六十八万四千五百四
民家三千四百八戸
田中数、四里三十三町七間四尺四寸四方
田四万四千五百三十四町
五百四十四万四千五百三十六石余

但国ハ京畿五方ハ五畿ニシテ四面ハ八畿ニ加ル四
又縣ト郡トノ区画ハ畿ニシテ二千六百里ハ方百里ノ兵
車百乗ノ国ナリ

一 兵数百万人ノ国ハ方ノ里百万戸ノ人信敬民家ハ百万戸
目数 八十四里十六町一千四百二十八歩ニ方
田高三十七万余九百四十六町六反六百歩
三万一千六百六十九石九斗六升余

一 国長官ハ国ノ第一ト天国ノ選ノ百姓ノ二年ト一年
ノ為ノ国ト為ル〜ニ国ト并ニ六百姓ノ十年ト五
年ニテ十国ト為ル〜ハ十ト国ト方百里ニ方百五百
姓ノ大夫ノ第七等一百人ノ国ハ十国ト対ス長十里
横七里十万戸ノ人ノ五万戸ノ国ハ帝都ノ第七等ノ国ナリ
十村ト為ル〜一方ノ里百人ノ国ハ大夫ノ地ニ為ル所ノ士
上下ノ夫〜妃高ノ如キモ今ノ用ノ〜ノ井田〜ノ等ノ
ノ中ニ上ノ如キハ井田ノ等ノ者ノ為ニ為ル〜ノ
都鄙ノ世選ノ為ノ井田ノ等ノ法ハ為ル〜ノ人ノ
如ク〜ニ地方ノ為リ元年田ハ為ニ為テ地ノ大
言ヲ為ルトノナリ

一 農夫耕作シテ百夫一夫百畝 昔ノ田ハ方ノ里ノ田ハ
方町二夫百畝ノ田ノ

上農夫ハ九人ヲ養フ〜上ノ次ハ八人中ハ七人中ノ次
六人ハ四人食フ〜中華ノ人ノ如キハ長ハ人ノ
農夫一家九人ノ百姓ノ地ノ如ク為リ
一夫百畝ノ粟十万石ト為リ
五年年貢ハ如ク為リ
九人ノ食ハ日常ノ為リ
為ル者ハ〜九人ノ衣服ハ諸用ノ為リ
為ル〜ハ和漢ノ農業ノ為ノ
為ル者ハ其ノ為ノ為ノ
〜ト為リ〜今世ハ
世ハ民ノ為ノ
ノ為リ為テ
今世ハ
○御当代地方為リ事
御国ノ国西ノ事
御代ノ国ノ事
一 国ノ国西ノ為ノ為ル者ハ地方ノ為ノ
東ノ為ノ為ル者ハ〜国ノ〜千二百ノ国ノ

畿内国廉部にて八ヶ所依の国より東海陸道
八ヶ国と国郡に分ち南海市場道形の上方西国
東海と西とを分ち永久に定めたり

武蔵　安房　上総　下総　伊豆　相模

国東方は　上野　下野　常陸　常房　常陸

信濃　甲斐　出羽　陸奥

八十二ヶ国と国郡とする

山城　大和　摂津　河内

上方は　和泉

近江　丹波　播磨

北陸道　二十ヶ国と入て上方と唱へ

右の国郡中国の西国中国中国の国郡より都の

上方と唱る上方国郡と二つ有り所に右上方国郡

南方とし西は都の上方西と中国道形の為

幸事変制なるべし所に中国西国と唱へ

中国の中国西国と唱へ

一　所制不二一国一也

紀伊　長崎　伊賀　志摩　伯耆　山陰　周防　長門

阪河　土佐　陸奥　筑後　大隅　薩摩

肥後　豊後

右五国所制不二一国一也

所也

一　所朝廷根本なる事

武士は農民なる人世の名士

沙後普農なれ地頭百姓

となり人は農民の分なり

又流民なる所の

七八百姓ありき二百姓

俗して幸の農業を和し又物と

百姓と三百と

藤沢流なれども武士一通りの

三百の百姓国級なり

沙後の侍百姓又地士

有り農民

農人と唱へ平士の

若狭　周防　伯耆　山陰　周防　長門

阪河　土佐　陸奥　筑後　大隅　薩摩

肥後　豊後

右五国所制不二一国一也

所也

一　所朝廷根本なる事

武士は農民なる人世の名士

沙後普農なれ地頭百姓

となり人は農民の分なり

又流民なる所の

七八百姓ありき二百姓

俗して幸の農業を和し又物と

百姓と三百と

藤沢流なれども武士一通りの

三百の百姓国級なり

沙後の侍百姓又地士

有り農民

農人と唱へ平士の

常に農業なる人は

武の諸藩の限界は我邦の沿革と共に武事と
如何ともなしがたく存ずる所なれども今後の
為めに一言のみ御参考に供せんとす
然りとも軍役は其兵農を区別せざりしに
基因して勝りと敗るとは其時の農事と
密接の関係を有し農業と武士の職業とは
有て相伴はざるものなり故に武士の職業
なりと雖ども農業を兼ねざるものは
無し農業と雖ども武士の職業を兼ねざるものは
無し故に農業と武士の職業とは
一体に具備するを本邦国家の特色とす
例へば農業は世襲にして代々農業
郷土に住居し農業の改革は
国家の大事なり人民の中に農兵有事と
なれば武士と共に戦争に出でざるを得ず
故に農業と武士の職業とは
兼ねざるものなきも事有ときは
用ひらるゝ者なり今我国にて武士と
称する者は農業を兼ねざるものなり
故に国家の御用と事有ときは軍役を勤むる
ものなり

我邦の沿革の概略を述べんに
神武天皇の大業
中興の御事は
国史に明白なるを以て
今日の事実を
以て
武家の世となりし
以来
武士は
農業を兼ねざるものなり
武士は
農業を兼ねざるものなり
武士は
農業を兼ねざるものなり
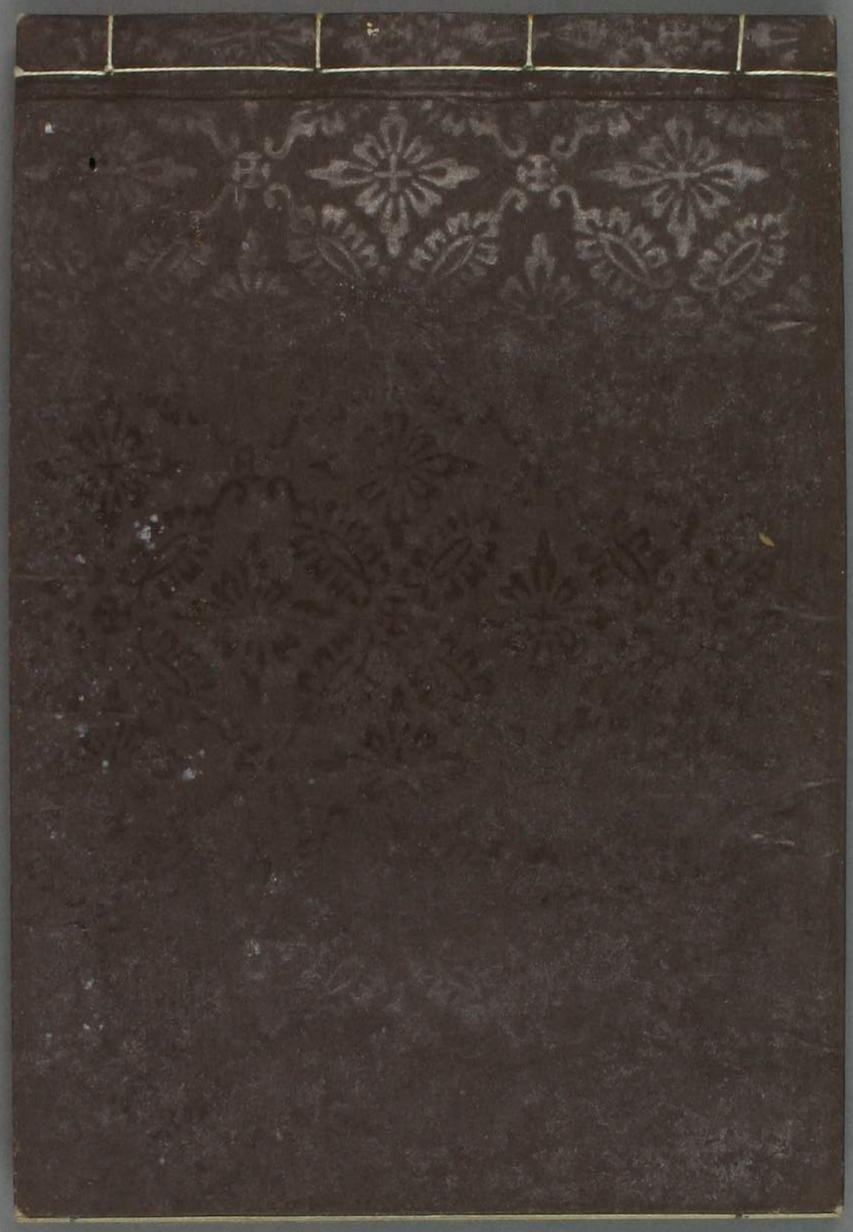
地方凡成録巻之二